

平成29年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

平成29年6月29日（木曜日）

議事日程第5号

平成29年6月29日（木曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 糸魚川市駅北大火復興対策調査について
- 日程第4 議案第69号、同第70号、同第81号、請願第1号、同第2号及び発議第6号
- 日程第5 議案第71号から同第75号まで及び同第77号から同第80号まで
- 日程第6 議案第76号
- 日程第7 議員派遣について
- 日程第8 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

+

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 糸魚川市駅北大火復興対策調査について
- 日程第4 議案第69号、同第70号、同第81号、請願第1号、同第2号及び発議第6号
- 日程第5 議案第71号から同第75号まで及び同第77号から同第80号まで
- 日程第6 議案第76号
- 日程第7 議員派遣について
- 日程第8 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 20名

〈出席議員〉 20名

1番	平澤	惣一郎	君	2番	東野	恭行	君
3番	山本	剛	君	4番	吉川	慶一	君
5番	五十嵐	健一郎	君	6番	滝川	正義	君
7番	佐藤	孝	君	8番	新保	峰孝	君
9番	田原	実	君	10番	保坂	悟	君

11番	笠原幸江君	12番	斉木勇君
13番	中村実君	14番	大滝豊君
15番	田中立一君	16番	古川昇君
17番	渡辺重雄君	18番	松尾徹郎君
19番	高澤公君	20番	吉岡静夫君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市	長	米田	徹君	副	市	長	織田	義夫君																						
副	市	長	木村	英雄君	総	務	部	長	金子	裕彦君																				
市	民	部	長	岩崎	良之君	産	業	部	長	斉藤	隆一君																			
会	計	管	理	者	兼	務	企	画	財	政	課	長	補	佐	嵐	口	守君													
総	務	課	長	山本	将世君	能	生	事	務	所	長	土	田	昭一君																
定	住	促	進	課	長	斉藤	喜代志君	市	民	課	長	池	田	正吾君																
青	海	事	務	所	長	井川	賢一君	福	祉	事	務	所	長	水	嶋	丈明君														
環	境	生	活	課	長	五十嵐	久英君	交	流	観	光	課	長	渡	辺	成剛君														
健	康	増	進	課	長	横澤	幸子君	建	設	課	長	見	辺	太君																
商	工	農	林	水	産	課	長	池田	隆君	会	計	課	長	丸	山	幸三君														
復	興	推	進	課	長	斉藤	孝君	消	防	長	大	滝	正史君																	
ガ	ス	水	道	局	長	木村	清君	教	育	次	長	佐々木	繁雄君																	
教	育	長	田原	秀夫君	教	育	委	員	会	こ	ど	も	課	長	兼	務														
教	育	委	員	会	こ	ど	も	教	育	課	長	山本	修君	教	育	委	員	会	生	涯	学	習	課	長						
教	育	委	員	会	文	化	振	興	課	長	歴	史	民	俗	資	料	館	長	兼	務	長	者	ヶ	原	考	古	館	長	兼	務
磯	野	茂君	監	査	委	員	事	務	局	長	大	嶋	利幸君																	

〈事務局出席職員〉

局	長	小竹	和雄君	次	長	松木	靖君
係	長	山川	直樹君				

〈午前10時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、7番、佐藤 孝議員、16番、古川 昇議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、昨日28日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

昨日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、委員長報告について申し上げます。

委員長報告につきましては、総務文教及び市民厚生の常任委員長から休会中の所管事項調査について口頭報告を行いたい旨の申し出が、また、糸魚川市駅北大火復興対策調査特別委員長から中間報告を行いたい旨の申し出がありますことから、本日の日程事項といたしました。

次に、議員発議について申し上げます。

議員発議につきましては、発議6号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書は、所定の手続を経て、提出されております。

これを本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことといたしました。

次に、議員派遣について申し上げます。

タブレット端末を使った会議システムについて、全議員を対象に研修したいものであります。

よって、これを本日の議長発議に追加し、議員派遣とすることで委員会の意見の一致をみております。

また、ホームページでの議員紹介につきましては、長岡市議会を参考にし、全議員に配付されております議員名簿については、今までと同様、会派に所属していない議員についても希望により任意の名称及び政党名を入れることができるものといたしました。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務文教及び市民厚生各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂 悟委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、平成28年度柵口温泉事業特別会計権現荘の収支状況についてと、いじめ・不登校対策事業についての2点について、所管事項調査を行っておりますので、主な質疑内容をご報告いたします。

平成28年度柵口温泉事業特別会計権現荘の収支状況について、担当課から、平成28年度の収支状況の説明のほか、警察にこれまでの市の調査概要、監査結果を示し、不正の有無の対応を相談した結果について、次の4点の報告を受けております。

1点目は、権現荘の元支配人に対して、権現荘の飲食物を自己消費した背任の疑いがあるとして、第三者から警察へ告発状が提出され、受理していた。

2点目として、警察において、この告発状を踏まえ、関係者、関係機関に捜査が行われ、糸魚川市としても全面的にこの捜査に協力し、捜査が進められていること。

3点目は、5月末の時点では、警察は捜査結果を今後、検察庁へ送付の予定であること。

4点目は、捜査結果に基づく処分については検察庁で判断することであり、処分の結果の知らせはないので、糸魚川市において処分結果はわからないということである。

具体的な捜査に関する内容は、警察の捜査にかかわることもあることから、現時点における報告

は差し控えさせていただく。今後、警察の捜査状況を踏まえながら当市の顧問弁護士に相談の上、問題解決に向けて対応してまいりたいとありました。

行政の捜査に関する内容は差し控えるとの発言を受けて、委員会の進め方について委員長より、警察の相談は、3月市議会において全会一致で、柵口温泉権現荘不正疑惑の徹底解明と責任問題の明確化を求める決議に伴うものである。警察の対応と警察にかかわる答弁は差し控えるとあるが、行政の責任のとり方、行政のこれまで扱ってきたことについては、質疑できるとして質疑を行っております。

28年度収支の成績について、との質疑には、平成27年度のリニューアルオープンで広告宣伝のその効果があり、また客単価は高い数字を残し、食材の管理も目標の45%ができたことが、収支が好転した原因と考えていると答弁がなされております。

支配人の裁量権のサービスは、この1年間行われてきたかとの質問には、サービスについては、28年度については行っていないと答弁がなされております。

今回の警察の件での質疑に対しては、この1年間やってきて、今、振り返るともっと早く警察と相談すべきであったと思うと答弁がなされております。

続いて、いじめ・不登校対策事業についてであります。

いじめ関係では、中学校とクラブの間に体育協会は入ってもらえるのかとの質問には、この事案についても発生状況を体育協会へ報告し、会長等の意見を聞いている。今後についてスポーツも一貫教育が大事であり、夢・目標の実現に体育協会と連携を図っていくと答弁がなされております。

クラブ側から協議を進めてきた中で、何か表明はあったかとの質問には、クラブ、学校、教育委員会で今後に向けての協議を始めている。この報告書を尊重し、それを受けた提言について取り組みの基本とすることを教育委員会から話し、クラブ側、学校もそれでいくと三者が足並みをそろえ、足りないところは、体育協会、高校、地域の保護者の協力をいただき、対応する。足並みをそろえる会議をしている。この会議は定期的に行うと答弁がなされております。

いじめ問題専門委員会の提言に対して、教育委員会の取り組み方針を保護者会等で誤解のないようにしてもらいたいと要望がされております。

学校相談員制度では、解決ができる方を条件に採用してもらいたいとの要望には、学校あるいは関係者とのトラブルがあったとき、解決に当たることが目的である。その目的に合う方を候補から選定していくと答弁がなされております。

次に、不登校関係では、子供の身近にいる先生は、不登校になる前、どのような対応をしているかとの質疑に、短い期間でも報告をもらい、学校で対応できないときは、指導主事が中に入り、家庭訪問の支援をしたい。家庭教育が大事であり、基本である。家庭にも事情があり、そのような状況には、保護者と一緒に相談することを各学校で進めている。

不登校の原因として、普通の状態でも精神的なもので学校へ行けないものがあるが、その認識はあるかとの質疑には、起立性調節障害の診断を受けている子供が多くなっていると答弁がなされております。

保護者への起立性調節障害の周知、理解を深めることが、子供が休んだ場合、早急に対応できるとの質疑に対して、教育委員会が中心となり、親、関係する方々が集まり、情報交換し、いい方法を探り、他の方にも教え合う、そのような取り組みを今年度考えていたところであると答弁がな

されております。

ほかの委員より、無気力の原因として、起立性調節障害のほかにもさまざまな病気があることを情報提供してもらいたいとの要望がなされております。

このほかにも多くの質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

次回以降、この議題について調査を行うことを確認して調査を終えております。

以上で所管事項調査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、休会中に所管事項調査を行っておりますので、主な内容と結果についてご報告いたします。

調査項目としては4点あり、1つ、地域活動支援センターについて。2つ、鳥獣被害防止対策について。3つ、ごみ処理施設の整備について。4つ、一般廃棄物最終処分場の整備についてであります。

初めに、地域活動支援センターについては、委員より、工事の完成と現施設からの移転及び利用開始の時期について質疑があり、担当課より、年内に移るような形で事業所をお願いしていて、推進状況について管理していくとの答弁がありました。

また、数名の委員より、現在の計画における玄関周りの設計について、車両の進入路スペースが確保されているのか、また、天候の悪いときでも利用者の乗りおりに支障のないものとなっているのかとの質疑があり、雨天のときの乗りおりもそうだが、荷物の出し入れについても、もう一度精査して、支障が出るようなら設計も変更しながら対応したいとの答弁がありました。

続いて、鳥獣被害防止対策については、委員より、市内猟友会の会員数への危惧、市の対応、若い人をふやすことについて質疑があり、担当課より、高齢化は進んでいる中、若手の方の免許取

得とあわせて経験も大事かと思う。免許取得等の補助金については、わなにも興味を持ってもらうようなことを検討しながら当面続けたい。猟友会の皆さんに協力してもらいながら有害鳥獣捕獲の体制をつくっていききたいとの答弁がありました。

続いて、ごみ処理施設の整備については、まず午前中の糸魚川市清掃センター及び次期ごみ処理施設建設用地現地視察と株式会社大月との意見交換会における質疑に対する答弁がありました。

施設の床面積の比較については、現在のごみ処理施設が6,521.67平方メートル、次期ごみ処理施設は基本設計の数字では約3,700平方メートルで、施設の規模が小さくなっている。施設の跡地利用については、次期ごみ処理施設の次の施設の用地となる予定で考えている。焼却残渣の塩素濃度については、現在のごみ処理施設では、炭化物が0.5%程度、飛灰は20から30%程度、次期ごみ処理施設については、焼却灰が1から2%程度、飛灰は同じく20から30%となっている。施設の見学数は、平成28年では、15団体、318人で、うち、小学生が11団体、237人となっている。建物の階数と高さは、現在の施設は地上4階で26.65メートル、新しい施設は同じく地上4階で22.6メートル、これは基本設計の図面の数字である。

また、津波対策については、現在の施設敷地は標高5.3メートル、平成26年9月の日本海における大規模地震に関する調査検討会の報告に、当市では平均5.5メートル、最大7.7メートルの津波の到達が予想され、姫川洪水ハザードマップでは、最大浸水が0.5メートル未満となっていることから、重要機器については、浸水水位より高い2階以上のところに置くようにしている。ただ、津波の高さは、県が公表したものを国からの指示で再計算をしている途中であるため、その辺を含めてきちんと精査をしたいとのことでした。

これに対して、改めて委員より、新たにできるごみ処理施設から焼却灰がセメントの原料として資源化できることについて、津波が来た場合の修繕などについて質疑があり、担当課から、セメント協会で規定している数値に適合するよう処理し、地元のセメント会社に受け入れてもらえる方向で検討している。

また、津波が来た場合には、ごみ焼却施設が無傷というわけにはいかないとは思っているが、重要な施設は2階以上に配置することで対策を図り、影響を受ける部分も一刻も早く稼働できるようにという考えで計画を進めているとの答弁がありました。

この後、配付された資料についての調査となりましたが、委員より、入札参加資格と特別目的会社をつくることについて質疑があり、担当課から、プラントと建設業者の資格要件について、特別目的会社への出資について、入札の登録と手続について説明がありました。

また、ごみ質についての委員から質疑があり、ごみの水分については、季節、ごみの量によって異なるものであり、今後、運営事業者が決まったら運営のほうで状況を見て対応していく。現段階で公表している契約書については、物価やごみの量が著しく変動した場合、価格の見直し対象となるが、水分量についてはそこまで記載していない。水分がふえれば運営事業者の経費がかかるので、市としては、提示したごみの水分の範囲を超えないように、市民から協力してもらおう努力をするという答弁がありました。

また、トラブルが発生した場合、修繕や更新をするのは運営会社が負担するのか、万が一、不適物処理があつて、機械が損傷した場合はどうなるのかとの質疑に対して、設計から建設に至る部分に起因するものについては、全て請け負う運営事業者、建設事業者を含めて20年間、当初の契約

金額で対応する。市としては、分別を一生懸命やっているのだから、投入するときには不適物が入っていないか目視も実施するので、よほどのことがない限りそういうことは起きないと思っはいるが、市に瑕疵がある部分については、市がリスクを負うということで、原因のあるほうがリスクを負うというのがこの契約の大原則であるとの答弁がありました。

また、基本協定がこれまでの経験を教訓とするものとなっているのかという質疑に対しては、この委員会からの提言を含め、DBO方式にしたのは、今の炭化施設の教訓、今までの日立との契約の反省に立って、設計と施工プラス運営を一緒に発注する方式をとったものである。基本的には30年使えるように運営してもらいたいとしている。21年目以降の運営費がどうなるかということは今の時点では言えないが、少なくとも、今のような短い期間ではなくて、30年を見据えた運営とメンテナンスをすることで長く使えるようにということで、全国的にDBOという方式で実施されていると認識していると答弁がありました。

さて、今回のごみ処理施設の整備についての所管事項調査では、現在進行中の入札と議会委員会のかかわりについて多くの質疑が出されております。

まず、入札は現在何社くらい希望されているのかとの委員からの質疑に対しては、事業者の決定が7月中で、現在入札を執行している最中であり、入札の情報については、ほかの一般の建設事業でもそうだが、公表しないで、落札者が決定後、公表しているという状況であるので、それと同じ取り扱いということで、現段階では答弁を差し控えさせてもらいたいとの答弁がありました。

これに対して委員から、事業費60億で20年先まで将来のことを一般の入札と捉えては困る。法律で決まっているのか。入札に応じた会社が複数社いたかくらいは言っているのではないかと質疑に対して、現在入札の執行中であるので、落札者決定後であれば、委員会にそういう情報を含めて話もできるが、現在執行中ということで答弁を控えさせてもらう。今回の入札については、7月1日の第4回事業者選定委員会で開札をする予定である。普通、入札の場合は、開札するまでは、何社が入札しているかは秘密であるので、今回はそれに沿って答弁は控えさせてもらう。7月1日以降になれば、何社で、業者名まで含めて発表させてもらいたい。どこが落札したという部分については、今回は仮契約をして議案となるので、現在の取り扱いでは、議案になるまでは落札業者は公表しない取り扱いなので、提案内容等については次回委員会で示したいが、議決に係る部分にもなるかと思うので、事前にはどこが落札者か公表していないので、今回もそのようにさせてもらうしかないと思っはいるとの答弁が繰り返されました。

委員から、事業費は1億円とか2億円というわけじゃない、桁が違う。何十億となるものについて、競争が働かないようなやり方になったのでは困ると、議員の立場からそう思うから、そういうところはどうかとの質疑が出され、またほかの委員から、7月1日に開札したら応札者が1社の場合はどうするのか、1社でも随契でやってしまうのか。そうすると、仮に1社しかなければ、はい、決めたで終わるのかとの質疑が出され、これに対して行政からは、糸魚川市の入札の方法とすれば、仮に競争入札で、入札参加が1社であっても、1社だということは発表しないで、開札をした段階まで何社かを発表しないので、競争性の原理はあると思っはいる。当市の入札制度の場合、複数者が応募資格のある案件については、応募する段階での競争が働くということで、実際に応札者が1社の場合でも競争性が担保されるということで入札制度として実施している。なので、応札する場合については、結果として一般的に1社であったとしても、自分のところだけが入札すると

ということではなくて、ほかの複数社も入札するんだという前提で応札するというので、当市の入札制度の場合は、結果的に1社であっても、その募集の該当する事業者、企業なりが複数者ある場合については競争性が働くという扱いをしている。1社であろうと、複数者であろうと、提案の内容をそれぞれ応募者ごとに審査して、点数をつけて、その上で判断するということであるので、事業者選定委員会の審査という部分については変わらないものである。入札のやり方については規定どおり粛々とやっているの、その辺は信頼してもらっていいと思っている。信頼を損なうようなやり方ではなくて、逆にきちっとした対応をしていきたいと思っている。

したがって、学識経験者3人の先生方を含めて開札をさせてもらって、その上で発表させてもらいたいとの答弁がありました。

委員長から、9月議会で契約を結ぶための議案が出されるということで、そこに向かって、きょうの委員会も開催されていると考えるならば、そこに至るところで、委員会から、工事費をコストダウンするとか、性能はどうかとかを聞きたいが、7月中の入札と審査をしている間は、事前審査にかかるから聞くことができないとなっていくと、この委員会が何のためにあるのかとなってしまう。今後、議会がどうかかわっていけるのかを説明してもらいたい。また、1社と契約をしてしまうと、委員会の意見は反映されないのではないかと心配している。今までこの委員会の中で出てきた話としては、一般的なストーカ方式に変える、DBO方式にした、床面積も縮小している、なのに、なぜ高額なものになるのか、なぜ高額なもので進めていかなければいけないのかという疑問があると思う。そこをこの委員会でしっかり審査していきたいのに、そこをブロックされてしまうと、この委員会は何をする委員会なのかということになる。運営に係ることだろうが、もう日がないので、これから9月議会に向けて、当委員会としてやるべきこと、行政に対して言うべきことは言うというふうにさせてもらいたい、いかがかと意見を述べました。

これに対して行政からは、入札等の手続は、きょうの資料で示した入札説明書なり、要求水準書なり、落札者決定基準書については、この委員会で説明をしながら1月に公告をしたものである。中身を、入札公告後ということで変更するというのは、手続上、難しいと思っている。今後、7月の事業者選定委員会で落札者が決定すれば、契約に係る部分、金額等について事前審査にならない部分がどこまでなのかというのは行政側から判断しかねる部分ではあるが、金額以外の中身については、7月1日以降、落札者が決定すれば、その部分については示し、委員の皆様から意見をもらいながら進めていけるのではないかと考えているとの答弁がありました。

続いて、一般廃棄物最終処分場の整備については、委員より、埋め立て能力について質疑があり、担当課から、6,000立米の計算は15年間の焼却飛灰等を推計して出したものである。大野区との協定の中では焼却飛灰のみであるが、建物の大きさを一定程度確保したいという部分もあって、不燃物残渣も合わせて計算している。今後、大野区の皆さんとの協議も必要だが、現段階では協定書に基づいて、焼却飛灰のみ埋めるものである。計画上は15年間であるが、この施設をなるべく長く使っていきたいということで、埋め立てるものについても、新潟県のエコパークや県外の最終処分場へ持っていつている部分もあるので、そういう部分も、いざというときのために関係を続けていく必要もあろうかということで、全量がこの大野区最終処分場に行くというわけではないし、なるべく長くこの処分場を使っていくよう運営していきたいとの答弁がありました。

そのほかにも質疑がありましたが、報告は割愛します。

また、委員会の閉会中の所管事項調査についてを議題とした中で、ごみ処理施設の整備について委員間で意見が交換されていますので、この際、報告いたします。

委員長より、7月の事業者の決定後、タイミングよく当委員会で審議をしたいと思っている。

また、高額のコソサルタント料を払って日本環境衛生センターに業務委託をしているが、日本環境衛生センターが今回どんな働きをしたのかを委員会では確認してこなかった。もし調整できれば、環境衛生センターが糸魚川に来るときをとらまえて委員会を開催し、これまでどのようなことをやってきたのかと各委員の率直な疑問があると思うので、それを日本環境衛生センターにぶつけて、こういうことを取り組んできたという話をもらいたいと思っているとの意見を出し、それに対して委員より、話が聞けるようであれば聞いてみたい。いなくても、どういう役割を果たしたのか聞いてみたい。また、入札のあり方とか重点的にやっていかなければいけないと思っている。この件に関しては、12年以降の動きがあって、そこを検証しないと中身に突っ込んでいけないと思うとの意見が出されております。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．糸魚川市駅北大火復興対策調査について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第3、糸魚川市駅北大火復興対策調査についてを議題といたします。

糸魚川市駅北大火復興対策調査特別委員会に付託中の本件について、同委員長から中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

中村 実糸魚川市駅北大火復興対策調査特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

中村委員長。〔13番 中村 実君登壇〕

○13番（中村 実君）

おはようございます。

糸魚川市駅北大火復興対策調査特別委員会では、6月12日、本会議終了後と6月21日に委員会を開催しておりますので、その経過と結果について中間報告をいたします。

まず、6月12日に第1回目の特別委員会を開催し、担当より、火災発生時から6月までの取り組みや今後の復興まちづくり計画について説明を受けた後、委員より、被災者の声や今後の取り組みについて多くの意見がありました。詳細にわたる意見が多く、委員会として集約できないことから、改めて6月21日に行政側説明員を除いて特別委員会を開催し、意見集約することに決定いたしました。これに基づき、6月21日の午前9時から第2回目の特別委員会を開催し、進め方の説明の後、休憩をとり、3班に分かれて12時まで議論を行いました。

当日の委員会の進め方として、復興まちづくりに関する提言書の6つの重点プロジェクトの主な施策については、被災者の声や計画検討委員会の集約事項であることから、それについては尊重し、それ以外で特別委員会としての集約事項があれば計画に位置づけるよう委員会として提言するということであります。その後、意見集約のため13時に休憩を解き、委員会を開催し、3班から議論した内容について発表していただいた後、正副委員長で何点かに集約いたしましたので、ご報告申し上げます。

まず、重点プロジェクト4の1、大火に負けない消防力の強化では、常備消防及び消防団の初動体制の強化に関連し、待遇の改善を含め、消防団員が活躍しやすい環境の整備と合同訓練実施も視野に入れて取り組みを進めていただきたい。また、万が一、火災が発生した場合においても住民や周辺の事業所などは、容易に操作できる初期消火資機材の導入と自主防災組織などへの操作教育など、初期消火の対応力を強化していくことをもう少し前面に打ち出すべきであるとの意見がありました。

次に、重点プロジェクト4の2の大火を防ぐまちづくりでは、まちに潤いと安らぎを与える意味や、有事の際の消火活動に役立てる意味からも小川をイメージした水辺のあるまちづくりの視点も持ち合わせていただきたい。

重点プロジェクト4の3の糸魚川らしいまちなみ再生では、無電柱化の推進について、雁木のあ
る町並みを形成する本町通りだけではなく、道路幅員が狭い通りこそ無電柱化が必要であるが、財政負担も大きいことから電力会社等の関係機関と連携をとり、整備の優先順位なども検討した上で本町通り周辺にもエリアを広げていく方針で取り組んでいただきたい。

次に、重点プロジェクト4の4、にぎわいのあるまちづくりでは、住む人をふやしていくことでのにぎわいづくりの観点から、公共的なサービス機能と連携した住居の提案、にぎわいの拠点施設の機能などの検討、また、にぎわいの創出では、外部から人を呼び込むことが不可欠であることから、観光協会などの関係団体と連携し、さらなる観光誘客への取り組みを進めていただきたい。

次に、重点プロジェクト4の5、暮らしを支えるまちづくりでは、幅広い世代が暮らしやすい環境を整えるために子育てや医療、そして福祉、教育、商業や交通など、都市機能を積極的に誘導することが将来にわたり持続可能なコンパクトなまちづくりにつながるという視点も持ち合わせた取り組みを進めていただきたい。

最後に、重点プロジェクト4の6、大火の記憶を次世代につなぐでは、アニメや美術、漫画など多様なツールを用いて、子供や女性向けの仕掛けづくりを推進するとともに、防災とにぎわいの施設における機能の検討には、被災者の意向に配慮しつつ、大火の記録を後世に残し、将来長きにわ

たり市民への防火・防災意識の啓発につながる取り組みを進めていただきたい。

以上、復興まちづくりに関する提言書における6つのプロジェクトに沿った形で6月21日の特別委員会の集約とさせていただきます。

なお、委員会の委員にも被災者がいることから行政の進め方について意見を伺ったところ、ブロックごとの担当者からは、詳細について話を聞いていただき、ありがたいと思うということであり、当委員会としても一日も早くもとの生活に戻っていただくためにも7月から始まるパブリックコメントの意見を復興まちづくり計画に生かし、被災者に寄り添った早期復興をお願いし、今ほどの内容を中間報告とするとともに、糸魚川市駅北大火復興対策調査特別委員会の市長への提言といたします。

以上で中間報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第4．議案第69号、同第70号、同第81号、請願第1号、同第2号及び発議第6号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第4、議案第69号、同第70号、同第81号、請願第1号、同第2号及び発議第6号を一括議題といたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連し、発議第6号の説明を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

本定例会において、総務文教常任委員会に付託となりました本案について、審査が終了していま

すので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおりであります。

議案第81号、財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車）は、契約先をメーカーと直接契約したほうが安価になるのではとの質疑があり、市内の産業、経済の発展のため、市内業者からの購入を第一と考えているとの答弁がなされております。

そのほか議案については、幾つか質疑がありましたが、特段報告事項はありません。

次に、請願第1号、少人数学級実現に係る意見書の採択を求める請願では、多くの意見が出され、採決について起立採決の結果、不採択と決しました。

請願第2号、義務教育費国庫補助負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願は、採択とし、これにより、本請願は意見書の提出を願意としていることから、発議第6号を提出いたします。

これより、提案説明を行います。

発議第6号、義務教育費国庫補助負担制度2分の1復元に係る意見書。

子供たち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは、保護者・地域住民・教職員共通の願いです。そのために、教育条件整備のための教育予算の確保が不可欠です。

子供たちが全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、そこから生まれたのが義務教育費国庫負担制度と標準定数法です。

義務教育費国庫負担制度は、教育の全国水準や機会均等の確保、児童生徒の学力格差の縮小、少人数学級など地方独自の教育の下支えなどの観点からも大変意義のある制度です。

しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに非正規雇用者の増加などに見られるように教育条件格差も生じています。教育条件整備を支える義務教育費国庫負担制度を2分の1に復元することは、全国的な教育水準の確保、教育の機会均等を図る上で不可欠です。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望いたします。

記、1、教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書を提出いたします。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告と発議第6号の説明を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

田中立一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田中議員。〔15番 田中立一君登壇〕

○15番（田中立一君）

市民ネット21、田中です。

請願1号、少人数学級実現に係る意見書の採択を求める請願について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

現在、公立学校の学級編成と教職員定数は、小学校1・2年生が35人以下、3年以上は40人となっております。現行の学習指導要領に改訂した際、中央教育審議会から教員増が喫緊の課題とされたにもかかわらず、余り進んではおりません。

一方、標準定数法で都道府県によって弾力的に運用することが認められ、各自治体においては厳しい財政状況の中、独自財源による30から35人以下学級が行われており、少人数学級取り組みの先進県である秋田県や福井県においては、学習面に効果があらわれております。

新潟県では、平成24年にモデル校を指定し、効果を検証する中で平成27年から小・中学校全学年において少人数学級を実現しておりますが、下限25人の条件つきであるため、恩恵を受けることができない学級もあります。学校を取り巻く環境は複雑化・混乱化し、いじめや不登校が大きな社会問題となっており、さらに就学援助を受ける児童生徒数や暴力行為の件数増加傾向に加え、近年は、インターネットやスマートフォンを介したいじめも増加しており、粘り強く、一人一人に目を配りながら寄り添った教育が求められております。

さらに、機械的・対話的で深い学びの実現を目指した次期学習指導要領の全面実施を数年後に控え、来年からは移行措置期間が始まり、小学校においては、授業時間がふえることとなりますけれども、前回のゆとり教育路線転換移行、時間割りは既に飽和状態と言われており、学校現場においては、授業の準備や教材・研究のほか部活や行事の準備、保護者対応などの校務がふえ続けており、深刻な多忙感で苦しんでいることは、4月に発表された教員勤務実態調査でも明らかになっております。授業学習面でも対話型のグループ学習などは、個々の学力や個性に応じた指導が必要と言われており、児童生徒がどんな思考をしているか、どこでつまづいているのか、児童生徒の実態に合わせた一人一人の学びを充実させることが求められております。少人数学級ですと子供たちの状態を把握しやすくなり、勉強をより丁寧に見ることができ、子供の発言や発表の機会もふえて、学習のあり方も大きく改善されることとなります。

また、人口減少により、自然と少人数になった学級よりも現行を下回る学級編成を継続したほうが学習に対して効果的というデータも国立教育政策研究所の調査で明らかになっております。少子高齢化や人口減少が進む中で安心して子供を産み育てる社会にするためにも少人数学級への取り組みが必要であり、国はそのための財源保障をしっかりと可決されることを強く望むことであります。

以上のことから意見書の採択に対し、議員各位のご賛同をいただきますようお願いして、賛成討論といたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第69号、糸魚川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第70号、財産の取得について（防災行政無線戸別受信機）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第81号、財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第1号、少人数学級実現に係る意見書の採択を求める請願を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立少数であります。

+

よって、本案は不採択とすることに決しました。

次に、この際、議事の都合により、発議第6号を先議いたします。

発議第6号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、請願第2号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願については、採択すべきものとみなします。

日程第5．議案第71号から同第75号まで及び同第77号から同第80号まで

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第5、議案第71号から同第75号まで及び同第77号から同第80号までを一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

当委員会に付託となりました本案について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告をいたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり全て原案どおり可決することに決しました。

審査の過程において若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第71号、財産の取得について（シャルマン火打スキー場圧雪車）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第72号、財産の取得について（ロータリ除雪車）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第73号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第74号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第75号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第77号、平成29年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第78号、平成29年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第79号、平成29年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第80号、平成29年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩します。

10分間で11時05分再開いたします。

〈午前10時53分 休憩〉

〈午前11時05分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第6．議案第76号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第6、議案第76号、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

議案第76号、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました関係部分について、審査が終了していますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

総務課関係部分では、復興まちづくり情報発信業務委託料の内容については、駅北大火に関するホームページを作成、維持管理する経費であり、駅北大火の映像、写真等を収集し、12月に稼働したいとの答弁を受けております。

企画財政課関係では、ふるさと糸魚川応援寄附金事業では、委員から、ふるさと納税の市の基本的な考え方の質問があり、見直しを行うとの答弁がありました。また、返礼品競走から離脱したらどうかとの意見があり、参考としたいが、3割以内で進めたいとの答弁がなされています。

ほかにも若干の質疑がありましたが、省略をいたします。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

議案第76号、糸魚川市一般会計補正予算（第3号）について、建設産業常任委員会に分割付託となりました関係部分について、審査が終了しておりますので、その結果と経過についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

7款、商工費の復興まちづくりにぎわい推進事業では、大学連携等委託料で、委託の内容について質疑があり、新潟薬科大学、長岡造形大学の2校について、学生や先生から当市へお越しいただき、市民と一緒に復興まちづくりを進めてもらえるよう現在調整中であるとの説明がありました。

計画に挙げた拠点施設をつくるといった具体的な取り組みについては、コンサルタントが設計を行い、詳細を詰めていくことになるが、そういった取り組みの前段として大学と連携し、市民からより幅広く意見をもらいたいとのことであります。

次に、8款、土木費の復興まちづくり道路改良事業では、無電柱化の工事について、どこまで市で行い、どこから電力会社等の企業が行うかとの質疑があり、説明によれば、無電柱化の場合は道路に共同溝という管を埋設し、その管の中に電線を通すことになるが、共同溝を埋設するまでの作業を道路管理者である市が行うことになるとのことであります。

このほかにも若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

議案第76号、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）のうち、市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

まず、市民後見人推進事業については、担当課から、市民後見人制度の説明を受け、財源等の確認をしました。当初予算では挙げられなかったエンディングノートの作成について、県の補助があった。社会福祉協議会の日常生活自立支援事業が全国で展開される中で、市が進めている成年後見制度と日常生活自立支援事業において、エンディングノートを活用すれば双方の事業・制度にメリットがあると考えたとの説明がありました。

次に、生活支援相談員設置支援事業については、被災者のための生活支援相談の体制、運用について質疑があり、具体的には戸別訪問して、行政等への要望がある場合は、一旦、福祉事務所で聞いて、担当課につなげたいとの答弁がありました。また、被災者の負担にならないように、担当課の連携と調整を求める質疑に対しては、保健所の連携では、支援相談員も1回目を保健師と回る中で顔つなぎをする。その後に被災者の方で心配事があつたら、まず相談員に窓口になってもらい、行政と社会福祉協議会で連携した対応をするとの答弁がありました。

以上で、市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分についての報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

建設産業常任委員長に伺いたいと思います。

16ページ、17ページ、復興まちづくりにぎわい推進事業の中で、大学と連携してやっていると、県内の2つの大学と今、話をしているということですが、このにぎわい、その中でにぎわいづくりの取り組みの中で、先ほどコンサルタントというふうに言われましたんですが、コンサルの役目というのは、この中でどういうふうな、どこに入っているちゅうことなんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

今ほどの新保議員の質問にお答えさせていただきます。

すみません、コンサルタント料の名目でしょうか、もう一度お願いしてもいいですか。

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩をします。

〈午前 11 時 14 分 休憩〉

〈午前 11 時 15 分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

コンサルタントの委託契約等は、今後の事業を進める中で出てくる事案でありまして、それは今後、そういったコンサルタントに復興まちづくりのほうをやっていただくように、任せるということでありますので、その辺でご了解いただけませんか。すみません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

ある程度、構想といいますかをつくって、それをコンサルタントにこういうふうにとめてくれというふうに出すわけですよね。コンサルタントから案を出してもらうという、そういう意味なんですか、どっちなのでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

これは大学連携等、先生方と来ていただいて、さっきも説明しましたが、市民との話の中から出して、それをコンサルタントが、それを今度、要約するといいますか、それでこのまちづくりのほうに反映をさせていくということでご理解いただきたいと思えます。

○8番（新保峰孝君）

終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第76号、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．議員派遣について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第7、議員派遣についてを議題といたします。

上越三市議会議員合同研修会、糸魚川・大町二市議会議員連絡協議会、糸魚川市・小谷村・白馬村議会議員連絡協議会、糸魚川市・朝日町議会議員連絡協議会、議会制度に関する研修及びタブレット端末に関する研修について、会議規則第167条の規定により、20人の議員全員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、20人の議員全員を派遣することに決しました。

なお、日程等につきましては、後日通知いたします。

日程第8．閉会中の継続調査について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第8、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

平成29年第4回市議会定例会閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月12日から本日までの長期間にわたり、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に5点について、ご報告申し上げます。

最初に、糸魚川市駅北復興まちづくりに関する提言についてご報告申し上げます。

駅北大火被災地の復旧・復興に向けて、有識者及び市内関係団体代表者等で構成する糸魚川市駅北復興まちづくり計画検討委員会の第5回委員会が昨日、6月28日に開催され、提言書をまとめていただきました。市では、提言書をもとに復興まちづくり計画案を調整の上、7月10日から1カ月間パブリックコメントを実施し、8月の策定に向けて進めてまいります。

2点目に、糸魚川市駅北復興まちづくり推進本部の設置についてご報告申し上げます。

駅北大火の発災以来、対策本部を設置し、被災された皆様の支援や被災地の復旧・復興に取り組んでまいりましたが、本日、6月29日に復興まちづくり推進本部へ移行いたします。本日、本会議終了後、第1回目の推進本部会議を開催することといたしており、今後も引き続き、被災地の復旧・復興に向けて被災された皆様に寄り添いながらスピード感を持って着実な事業の実施に取り組んでまいります。

また、7月1日にデンカビックスワンスタジアムで行われるサッカーJ1の試合では、デンカサンクスデーとして、駅北大火からの復旧・復興に向けた応援イベントが開催され、被災された皆様からも観戦いただく予定となっております。

3点目に、首都圏における観光PRについてご報告申し上げます。

新潟県観光協会の協力のもと7月から約1カ月間、東京駅など首都圏の主要駅、約380カ所において、国石ヒスイを題材にした当市の観光ポスターが掲示されます。今後も関係機関と連携をして、情報発信の強化を図り、交流人口の拡大に取り組んでまいります。

4点目に、ユネスコ世界ジオパークの再認定現地審査についてご報告申し上げます。

7月10日から4日間、審査員2名が各ジオサイトを訪れ、4年間のジオパーク活動について現地審査を行います。平成21年に糸魚川ジオパークが世界ジオパークに認定されてから2回目の再認定審査となり、ユネスコの正式事業となってからは、初めての審査となります。結果の発表は、9月のアジア太平洋地域ジオパークネットワーク会議の閉会式において発表される予定であります。

最後に、平成28年度の決算概要についてご報告申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入が294億4,700万円、歳出で275億4,600万円となり、差し引き19億100万が29年度への繰り越しとなります。繰り越し財源を除く、実質の繰越金は、14億7,400万円ですが、既に29年度予算に充当しておりますので、残り約9億円となります。詳細につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、今後ともより健

全な財政運営に努めてまいります。

以上、ご報告申し上げます。

議員各位を初め、市民の皆様方から一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、平成29年9月市議会定例会の招集日を9月4日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変、ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

これもちまして平成29年第4回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さんでございました。

〈午前11時24分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

+

議 長

+

議 員

議 員